

令和7年度 市民税・県民税申告の手引

市民税・県民税の申告とは、市民税・県民税を計算するために、令和6年中の収入や控除等を申告するものです。

この申告書をもとに計算した内容は、課税証明書(非課税証明書)、所得証明書の交付だけではなく、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定等にも影響があります。

下記のフローから、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかをご確認ください。

次の4つのステップを確認し、申告が必要な方は、期限内に

申告をしましょう。

ステップ1 … 申告が必要かフローチャートで確認

ステップ2 … 申告に必要な書類を確認

ステップ3 … 申告書に記入

ステップ4 … 申告書を提出

申告期限

令和7年3月17日

郵送でご提出ください！

郵送申告をご利用する方の割合は、年々、増えていきます。郵送であれば、待ち時間なく申告できます！

ステップ1 申告が必要かフローチャートで確認

(この申告は令和6年1月～令和6年12月のあなたの生活状況に基づき行うものです。)

【スタート】

令和6年の1月1日から12月31日までの間に収入がありましたか？

同居(又は市内在住)の親族が年末調整や申告であなたを扶養している。

※ 令和6年中の収入が遺族年金、障害年金、雇用保険等非課税所得のみの方は、「いいえ」に進んでください。

はい
いいえ
申告不要です。

市民税・県民税申告が必要です。
このフローチャートの右側「ステップ3 申告書に記入(令和6年中収入がなかった方)」を参考に申告書に記入してください。

① 給与収入があった
(1か所のみ)

② 年金収入のみ

③ その他

勤務先で年末調整が済んでいる。

生 年 月 日 は ？
昭和35年1月1日以前の生まれ
(65歳以上)

昭和35年1月2日以後の生まれ
(65歳未満)

● 2か所以上の給与収入がある方
● 営業等、農業、不動産等の収入がある方
● 給与収入と年金収入の2つがある方

追加する控除がある。
年金の収入額が148万円より多い。
はい
いいえ
申告不要です。

年金の収入額が98万円より多い。
はい
いいえ
申告不要です。

市民税・県民税申告又は所得税の確定申告が必要です。(※)

(※) 申告が必要な方に該当した方でも、以下の全てに当てはまる場合は、市民税・県民税申告又は所得税の確定申告は不要です。

- 令和6年中の収入が公的年金のみである。
- 公的年金の収入が400万円以下である。
- 令和6年中に支払った国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の全額が公的年金から引かれている。
- 源泉徴収票に記載された控除内容のほかに追加する控除(配偶者、扶養、ひとり親、寡婦、障害者、医療費、生命保険料等)がない。

ステップ2 申告に必要な書類を確認

① 本人確認できるもの(郵送の場合は添付不要です。)

- 申告者のマイナンバーが分かるもの ※ (1)又は(2)のいずれか
(1)マイナンバーカード
(2)番号確認書類(通知カード等) + 身元確認書類(運転免許証等)
※ 通知カードは記載事項に変更がないものに限りです。
※ 個人番号通知書を番号確認書類とすることはできません。
- 扶養する親族、専従者とする親族のマイナンバーが分かるもの

② 収入が分かるもの

- 源泉徴収票の写し(給与所得者や年金受給者)
支払者から交付されます。お手元がない場合は、支払者に問い合わせてください。
※ 源泉徴収票の用意が困難な場合は、給与明細や通帳の写し
- 収入と必要経費が記載された帳簿類(営業所得、農業所得、不動産所得が該当)
※ 営業所得…飲食店業、サービス業、外交員、検針員、大工など

③ 控除として認められるもの

- 社会保険料の領収書又は控除証明書
(国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料等)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける方
医療費控除の明細書、医療費通知(領収書は、自宅で5年間保管してください。)
- 障害者控除を受ける方
障害者手帳の写し、障害者控除対象者認定書
- 寄附金税額控除を受ける方
寄附金の受領証・証明書

ステップ3 申告書に記入(令和6年中に収入がなかった方)

※ 令和6年中に収入があった方、控除を追加する方は、裏面の申告書記入方法をご確認ください。

令和6年中に収入がなかった方(遺族年金、障害年金、雇用保険等の非課税所得を含む。)は、以下の順番で申告書を作成してください。

① 赤枠の中の氏名、電話番号等の必要事項を記入する。

1月1日現在の住所	坂戸市千代田1-1-1		
現住所	坂戸市千代田1-1-1		
フリガナ	サカド タロウ	電話番号	049-283-XXXX
氏名	坂戸 太郎	個人番号	11111XXXXXX
生年	昭和30	年	1
月	1	日	1
世帯主の氏名	坂戸 太郎	続柄	本人
基本コード			

② 『収入が「なかった」方』の記入欄に記入する。ただし、あなたがひとり親控除又は寡婦控除、障害者控除の適用に該当する場合は、3 本人該当 に、扶養親族がいる場合は、4 扶養親族 に記入してください。

収入が「なかった」方

～令和6年中の生活状況等を記入してください～

1 住居を受けていた、又は扶養になっていた。
(住居を借りていた、又は扶養していた人の氏名、住所、続柄を記入)

氏名 坂戸 太郎 住所 坂戸市千代田1-1-1 続柄 子

2 次のいずれかに該当する。
□ 遺族年金 □ 障害年金 □ 学 生 □ 雇用保険 □ 生活保護 □ 学 生 □ 雇用保険 □ その他()

3 3 本人該当、4 扶養親族 に該当する場合は、記入してください。以上で、申告は終わります。

1又は2のいずれかに記入してください。

③ 同封の返信用封筒で、申告書の提出をお願いします。

市民税・県民税に関する問合せ

坂戸市役所 総務部 課税課 市民税係 電話049-283-1331 内線276～279
(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで 祝日を除く。)

所得税の確定申告に関する問合せ

川越税務署 電話049-235-9411(代表・音声案内)
(月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで 祝日を除く。)

市民税・県民税の計算の流れ

課税総所得金額(申告書⑫-⑬)

所得金額
○給与収入-給与所得控除額
○年金収入-年金等控除額
○その他の収入-必要経費等

税率

市民税
(6%)

税額
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

=

所得
控除

年税額
(市民税・県民税・森林環境税)

市民税
所得割
+
市民税均等割
3,000円

県民税
所得割
+
県民税均等割
1,000円

森林環境税
1,000円
(100円未満切捨)

※ 分離課税分については、税率が異なります。

「収入金額」と「所得金額」の違い

所得金額とは、収入金額から経費を差し引いた金額で、各所得金額の合計額が市民税・県民税の計算に用いられます。所得の合計額は、ひとり親控除、寡婦控除、配偶者(特別)控除、扶養控除の要件だけでなく、市民税・県民税及び森林環境税の非課税判定にも影響します。

収入金額

給与及び年金の源泉徴収票に記載されている「支払金額」です。また、営業等、農業や不動産賃貸などの場合は、「売上金額」になります。

所得金額

収入金額から経費を差し引いた金額です。ただし、給与と年金は、その支払金額に応じて控除額が定められており、これを差し引いた額が、所得金額となります。給与所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に記載されている金額ですが、年金所得は、源泉徴収票に記載されていないので、計算式に基づいて算出する必要があります。

所得控除

所得控除とは、申告書の「2 控除に関する事項」の金額から計算した額を、所得の合計金額から差し引くことです。市民税・県民税は、(所得金額-所得控除)×税率で求めますので、所得控除が大きいほど、課される税額は低くなります。

市民税・県民税及び森林環境税が非課税となる方

非課税の範囲

① 令和6年中の所得が「一定所得金額」以下の方

(均等割及び森林環境税非課税)

280,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数*1)人+100,000円+168,000円*2

(所得割非課税)

350,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数*1)人+100,000円+320,000円*2

② 令和7年1月1日において、生活保護法による生活扶助を受けている方

③ ひとり親、寡婦、障害者、未成年者で、合計所得金額*3が135万円以下の方

*1 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族を含みます。

*2 同一生計配偶者や扶養親族がいる場合のみ加算します。

*3 分離課税の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方も寄附金について申告が必要です。

寄附先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例を申請した方が、確定申告書や市民税・県民税申告書(医療費控除、扶養控除の追加等)した場合、改めて、寄附金について申告しないと、寄附金に係る控除は適用されません。そのため、令和6年中に寄附した全てのふるさと納税の合計額を記入し、受領証等を添付してください。

上場株式等の配当所得等・譲渡所得の申告をする方

上場株式等の配当所得等(大口株主が支払を受けるものを除く。)及び上場株式等譲渡所得(特定口座で源泉徴収ありのもの)は、令和4年度税制改正により、令和6年度(令和5年分)以降の市民税・県民税と所得税の課税方式を一致させることとなりました。

このため、所得税で申告すると、市民税・県民税の合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなりますので、扶養控除等の適用、非課税判定、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合があります。

※ 確定申告書を提出した後、修正申告や更正の請求により、課税方式の選択を変更することはできません。

令和7年度に適用される定額減税について

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる方(前年の合計所得金額が1,805万円以下の方に限ります。)は、令和7年度分の市民税・県民税において1万円の定額減税が行われます。該当する方は、申告書「4 扶養親族」の同一生計配偶者の欄に、必要事項を御記入ください。
